

令和5年度小樽市食品衛生監視指導計画の実施結果（上半期）

市民の食の安全を確保するため、小樽市食品衛生監視指導計画に基づき、関係施設への立入検査、食品の収去検査等を行っています。令和5年度上半期における実施結果は、次のとおりです。

1. 実施機関

小樽市保健所

2. 実施期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日

3. 実施結果

1) 施設監視

上記期間中、飲食店や食品製造施設、食品販売施設等、表1のとおり延べ2, 277施設への監視を実施しました。

この結果、1施設に対し、食品の衛生的な取扱いについて、文書により改善指導しました。

<表1> 監視実施数（年間監視予定計画数3, 600回）

施設の種類		施設数 ^{※1}	上半期中の監視実施数	改善指導件数 ^{※5}
旧法 ^{※2} に基づく営業許可施設		1, 493	646	1
新法 ^{※3} に基づく 営業施設	許可施設	927	1, 224	
	届出施設	1, 254	237	
その他 ^{※4}		—	170	
計		3, 674	2, 277	1

※1 令和5年3月31日現在

※2 令和3年6月1日改正以前の食品衛生法に基づく営業許可施設（令和3年5月31日までに営業許可を取得した施設）

※3 改正後の食品衛生法に基づく営業施設（令和3年6月1日以降に営業許可を取得又は営業の届出をした施設）

※4 改正後食品衛生法に基づく経過措置の対象となる施設、営業許可又は営業届出対象外の施設

※5 命令等の行政処分を含む。

2) 食品の収去検査

表2のとおり食品製造販売施設から108点の食品を検体として収去[※]し、細菌検査及び食品添加物等の理化学検査を行い、食品衛生法に基づく規格基準等に適合しているか確認しました。検査の結果、食品衛生法違反が1件、小樽市自主管理規範に適合していないものが1件あり、改善指導しました。

※ 食品衛生法による規格基準等に適合しているかどうか検査するために、食品等を事業者から必要最小量を採取すること。

<表2>食品の収去検査実施数

食品の種類	収去検査 実施検体数	改善指導件数	年間予定計画数
魚介類・魚介類加工品	32	1	70
食肉・食肉製品	3		10
乳・乳製品	5		5
アイスクリーム類・氷菓	11		15
弁当・そうざい	32	1	70
生鮮野菜・果物	4		5
その他の食品※	21		75
計	108	2	250

※ 冷凍食品、めん類、豆腐、清涼飲料水、洋生菓子、漬物

【問合せ先】

小樽市保健所 生活衛生課 食品衛生グループ

電話：0134-22-3118

FAX：0134-22-1469

メール：syokuhin-eisei@city.otaru.lg.jp